

「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」の変更（その2）について

「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」（令和3年12月）では、令和4年度から令和8年度までの小学校給食調理業務委託について定め、その後「「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」の変更について」（令和5年12月）において一部修正を行った。その後の給食調理員の退職状況等を鑑み、以下のとおり変更する。

1 委託開始時期及び実施校等

【変更前】

令和5年度 小平第三小学校、小平第七小学校

令和7年度 小平第八小学校

【変更後】

令和5年度 小平第三小学校、小平第七小学校

令和7年度 小平第八小学校

令和8年度 小平第五小学校、小平第九小学校

※小平第五小学校及び小平第九小学校は、令和7年度に設備等を整備するとともに、債務負担行為を設定する予定

※市直営の学校が残り2校（小平第十小学校、小平第十五小学校）となるため、令和9年度以降は、給食調理員の退職状況、児童数の推移等を見据えて、個別に委託時期を検討する。

令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について

小平市立小学校の給食は、「小平市立小学校給食の基本方針」（平成23年8月）に基づき、平成24年9月から小平第六小学校において小学校給食調理業務委託を開始した。その後、「小学校給食調理業務委託検証報告書」（平成25年8月）を作成し、引き続き調理業務の委託化を進めていくこととしている。以来、正規給食調理員の退職に合わせ、順次委託化を進め、令和3年度までに12校で調理業務を委託している。

このたび、委託実施校における日常の給食運営状況や履行評価、給食運営委員会（保護者、学校、委託事業者、教育委員会により構成）での意見などから、これまでの委託業務の実施状況が良好であったと評価し、令和4年度から5年間に小学校給食調理業務委託を以下のとおり実施する。

1 委託開始時期及び実施校等

令和5年度 小平第三小学校、小平第七小学校

※令和4年度に設備等を整備するとともに、債務負担行為を設定する予定

※現時点で令和6年度から令和8年度までの新規委託開始予定はないが、給食調理員の退職状況、児童数の推移等により変更する可能性がある。

2 契約方法の見直し

これまでの各校ごとの契約から、契約更新時などを捉えて、複数校の一括契約を順次進める。

これにより、事業者は複数校を受託することで当日の欠員対応などが容易となり、安定的な給食提供が見込まれる。また、規模の拡大による事業者の参入意欲の高まりと競争環境の確保が期待できるとともに、効率的な事務執行を図ることができる。

令和5年度 小平第七小学校（新規委託）及び小平第十一小学校を一括契約

令和6年度 小平第二小学校及び小平第十四小学校を一括契約

令和7年度 小平第六小学校及び小平第十三小学校を一括契約

小平第十二小学校及び上宿小学校を一括契約

令和8年度 小平第四小学校及び学園東小学校を一括契約

3 令和9年度以降の予定

令和9年度以降の委託実施校及び複数校の一括契約については、給食調理員の退職状況、児童数の推移等を見据えて検討する。

別紙：令和5年12月に公表した内容

「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」の変更について

令和3年12月に公表した「令和4年度以降の小学校給食調理業務委託の実施について」（別紙のとおり）では、令和4年度から令和8年度までの小学校給食調理業務委託について定めているが、給食調理員の退職状況及び児童数の推移を鑑み、以下のとおり変更する。

1 委託開始時期及び実施校等

【変更前】

令和5年度 小平第三小学校、小平第七小学校

【変更後】

令和5年度 小平第三小学校、小平第七小学校

令和7年度 小平第八小学校

※小平第八小学校は、令和6年度に設備等を整備するとともに、債務負担行為を設定する予定

※令和8年度の新規委託開始予定はないが、給食調理員の退職状況、児童数の推移等により変更する可能性がある。